

6. 介護保険料の設定

本計画期間中に必要となる介護保険料は、高齢者人口や介護認定者などの推計人数に応じて、計画期間である3年間に必要となる介護のサービス量を見込んで算定しています。

第1号被保険者（65歳以上の方）及び介護認定者の増加により、保険料の引き上げが必要となるところ、介護給付費準備基金を活用し、第8期計画と同額に据え置きました。

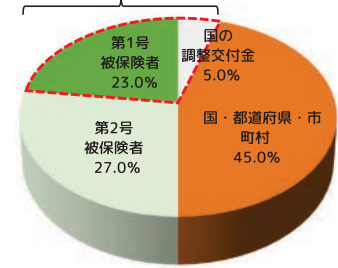
【所得段階別保険料額 令和6年度から令和8年度（3年間）】

区分	国		富谷市				
	段階	調整割合(%)	段階	対象になる方	調整割合(%)	月額保険料(円)	年額保険料(円)
基準額より軽減される方	第1段階	0.455	第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税の方で(第3段階まで同じ)、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	(0.455)※ 0.285	(2,617) 1,638	(31,500) 19,700
	第2段階	0.685	第2段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	(0.65)※ 0.40	(3,738) 2,300	(44,900) 27,600
	第3段階	0.69	第3段階	・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	(0.69)※ 0.685	(3,968) 3,939	(47,700) 47,300
	第4段階	0.90	第4段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	4,888	58,700
基準額	第5段階	1.00	第5段階	・世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	5,750	69,000
基準額より増額される方	第6段階	1.20	第6段階	・本人が市町村民税課税で（以降の段階で同じ）、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,900	82,800
	第7段階	1.30	第7段階	・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	7,475	89,700
	第8段階	1.50	第8段階	・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	8,625	103,500
	第9段階	1.70	第9段階	・前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.65	9,488	113,900
	第10段階	1.90	第10段階	・前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.70	9,775	117,300
	第11段階	2.10	第11段階	・前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	1.80	10,350	124,200
	第12段階	2.30	第12段階	・前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	1.85	10,638	127,700
	第13段階	2.40	第13段階	・前年の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.00	11,500	138,000
			第14段階	・前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.25	12,938	155,300

※第1段階から第3段階の対象者は、公費による引き下げにより負担を軽減します。
※年間保険料については、100円未満切り上げ。
※国の標準段階の見直し（9段階から13段階）に併せ、本市の所得段階も12段階から14段階へ見直しました。

【介護保険財源内訳】

富谷市は第1号被保険者が負担（国の調整交付金0%）



介護保険の主な改正点(令和6年度)

- 介護報酬が改定されました。（改定率+1.59%）
- 介護予防ケアプランの作成を居宅介護支援事業者に委託することができるようになりました。

介護保険料は皆さんで支えています

介護保険の財源は、保険料と公費でそれぞれ半半ずつ負担しています。第1号被保険者（65歳以上の方）が納める保険料が費用全体の23%（富谷市は28%）、第2号被保険者（40歳～64歳の方）が27%を負担し、社会全体で支えるしくみとなっています。



富谷市高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

概要版



令和6年(2024)3月

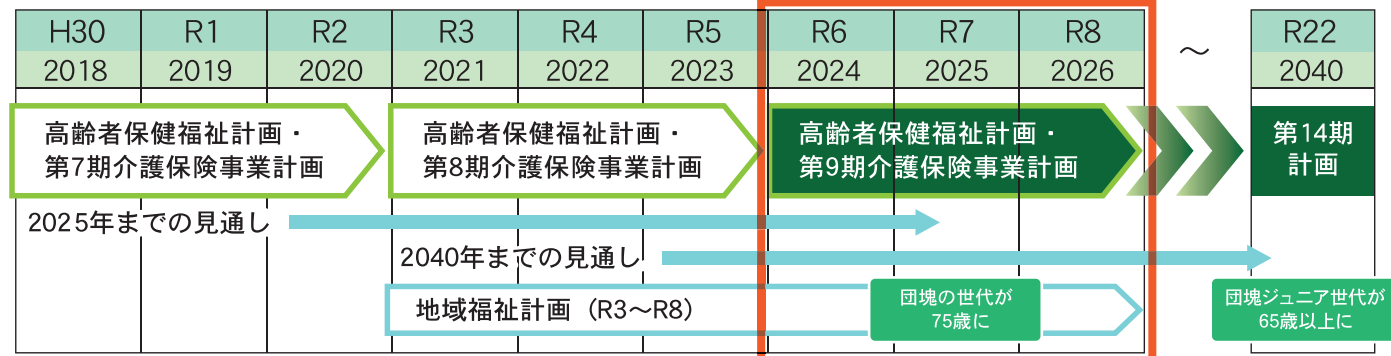
目次

1. 計画の位置付け
2. 計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系
3. 富谷市の現状と今後の推移
4. 富谷市における地域包括ケアシステム
5. 計画の事業体系(基本方針)
6. 介護保険料の設定

1. 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画は、「富谷市総合計画」、「富谷市地域福祉計画」を上位計画として、高齢者すべてに関する保健福祉全般にわたる計画と位置付けています。その中で介護保険事業計画は、介護を必要とする高齢者及び家族を支援するための計画として、一体的に策定します。

【計画期間 令和6年度から令和8年度(3年間)】



2. 計画の将来像・基本理念・基本目標・事業体系

令和22(2040)年までの将来像

あらゆる世代が元気に暮らす 健康自慢のまちを創ります

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で安心して
自分らしく生涯を過ごせるまちづくり

基本目標

1 高齢者が自身の健康を
守ることができるまち

2 高齢者が自分らしく
安心して暮らせるまち

事業体系

1 心と体の元気づくり
の推進

2 共に支える地域
づくり

3 安心できる在宅生活
のための環境づくり
の推進

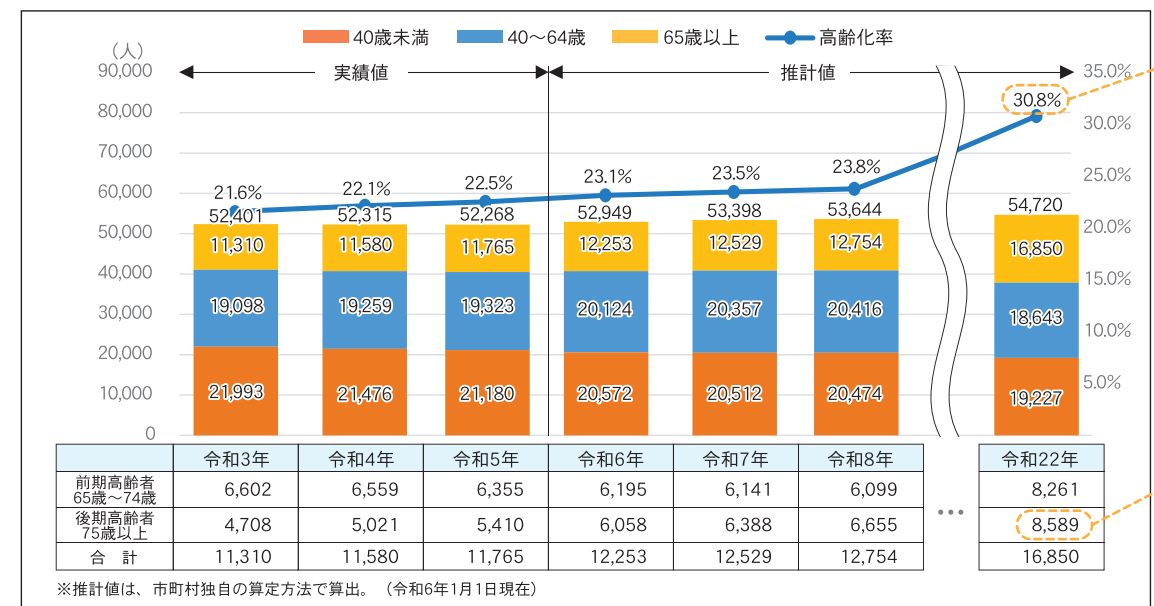
4 地域包括ケアシステム
の深化・推進

5 認知症施策の推進

6 介護保険事業等の
推進

3. 富谷市の現状と今後の推移

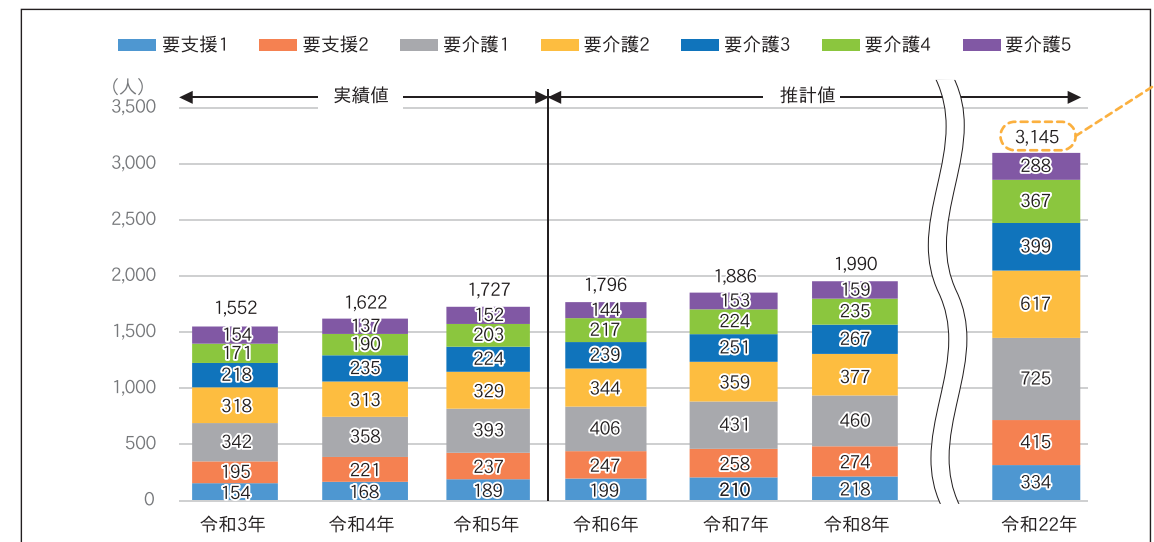
総人口と高齢者人口の推移と推計 (各年9月末時点、令和6年以降は推計値)



高齢化率は、令和5年の22.5%から令和22年には、30.8%と約1.36倍になる見込みです

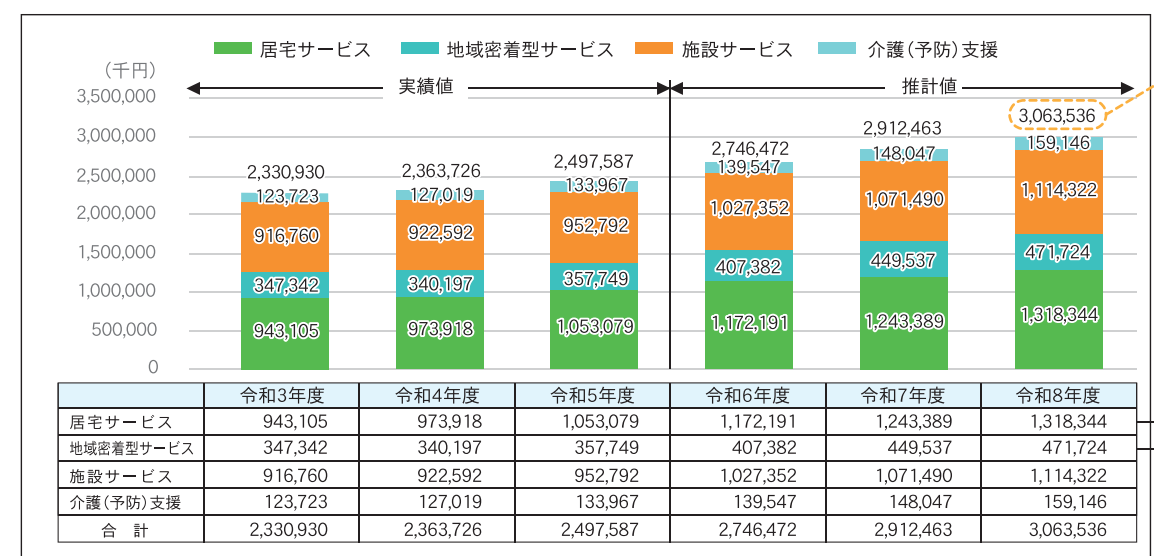
75歳以上の高齢者人口は、令和5年の5,410人から令和22年には8,589人と約1.58倍になる見込みです

認定者数の推移と推計 (各年9月末時点、令和6年以降は推計値)



要介護認定者は、令和5年の1,727人から令和22年には、3,145人と約1.82倍になる見込みです

給付の推移と推計 (各年9月末時点、令和5年度は見込値、令和6年度以降は推計値)



給付費は、令和5年度の2,497,585千円から令和8年度には、3,063,536千円と約1.22倍になる見込みです

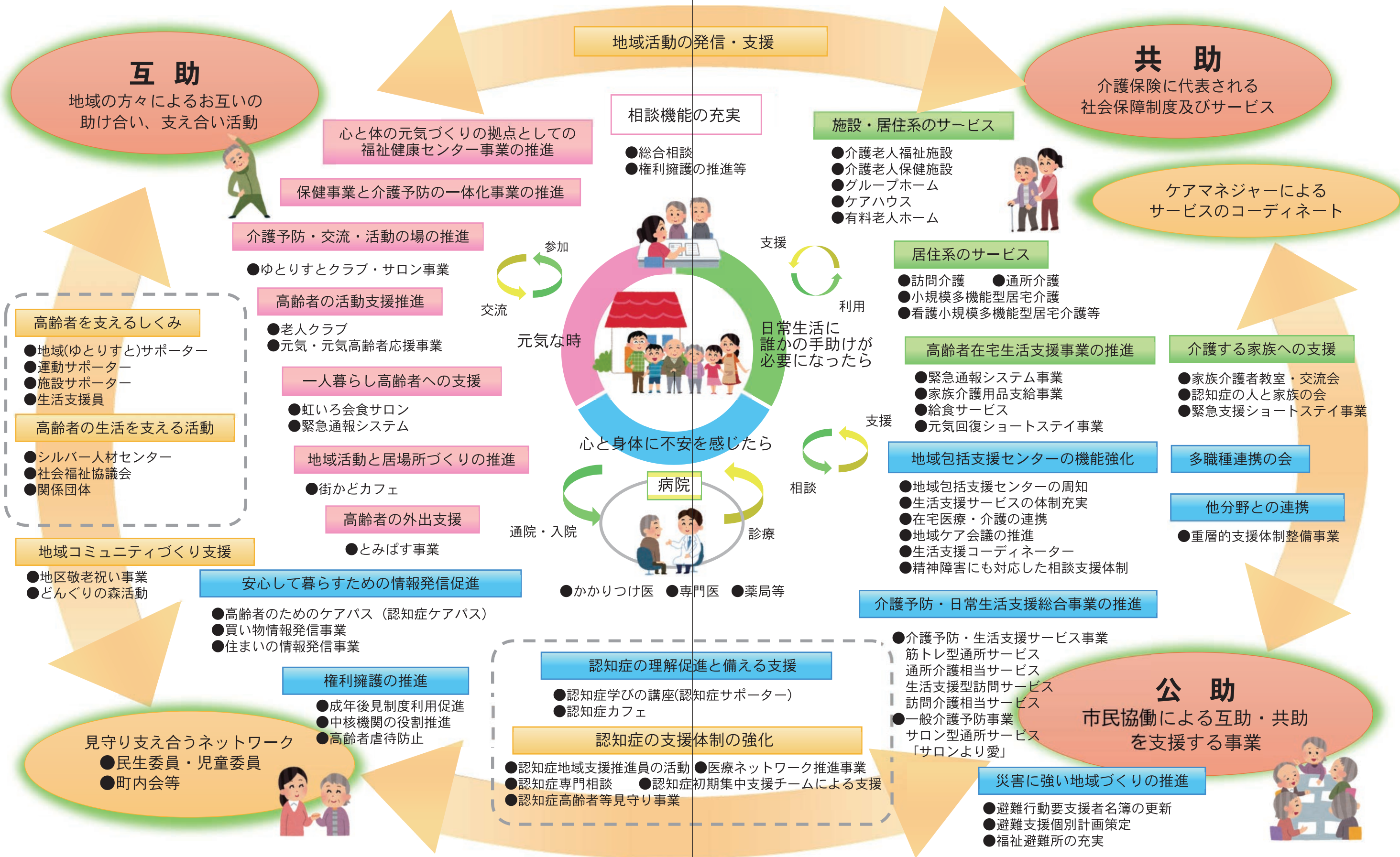
※予防給付費を含む
※予防給付費を含む

4. 富谷市における地域包括ケアシステム（第9期介護保険事業計画）

「地域包括ケアシステム」って何？

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域の中で助け合い、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」が包括的・一体的に提供される体制。

富谷市の地域包括ケアシステムのイメージ図

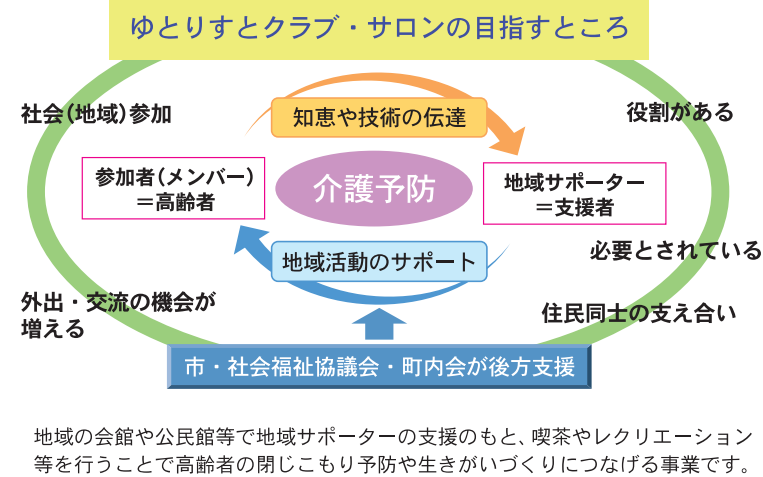


5. 計画の事業体系（基本方針）

① 心と体の元気づくりの推進

【施策の方向性】

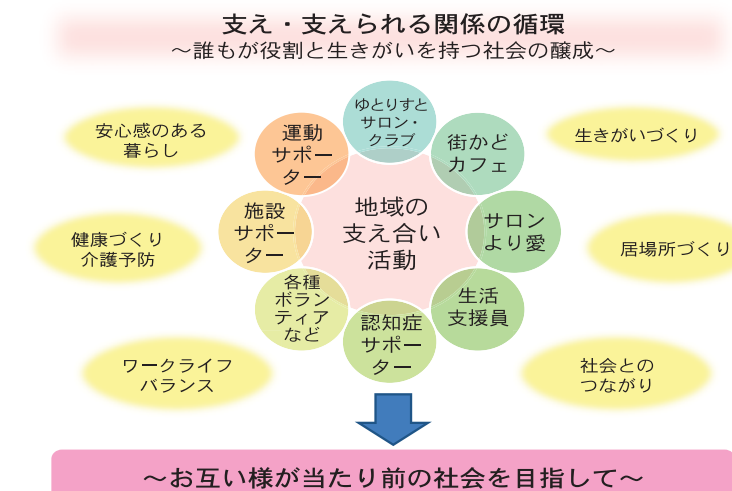
- ①心と体の元気づくりの拠点としての福祉健康センター事業の推進
- ②介護予防・交流・活動の場の推進（ゆとりすとクラブ・サロン、元気・元気高齢者応援事業等）
- ③保健事業と介護予防の一体化事業の推進
- ④介護予防・日常生活支援総合事業の推進



② 共に支える地域づくり

【施策の方向性】

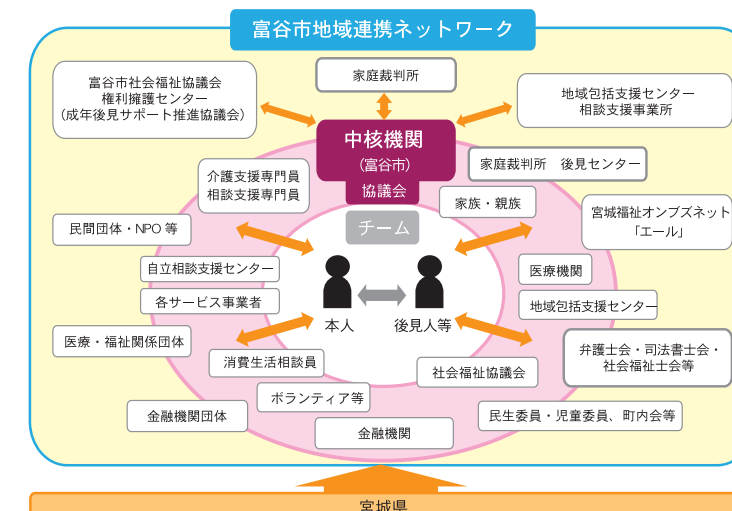
- ① 支え合う仕組みづくり
(サポーター養成研修等、地域と施設の支え合い事業)
- ② 地域コミュニティづくり支援
(地区敬老祝い事業等)
- ③ 地域活動と居場所づくりの推進(街かどカフェ事業等)
- ④ 地域を支える関係機関との連携強化(社会福祉協議会、シルバー人材センター等)
- ⑤ 災害に強い地域づくりの推進



③ 安心できる在宅生活のための 環境づくりの推進

【施策の方向性】

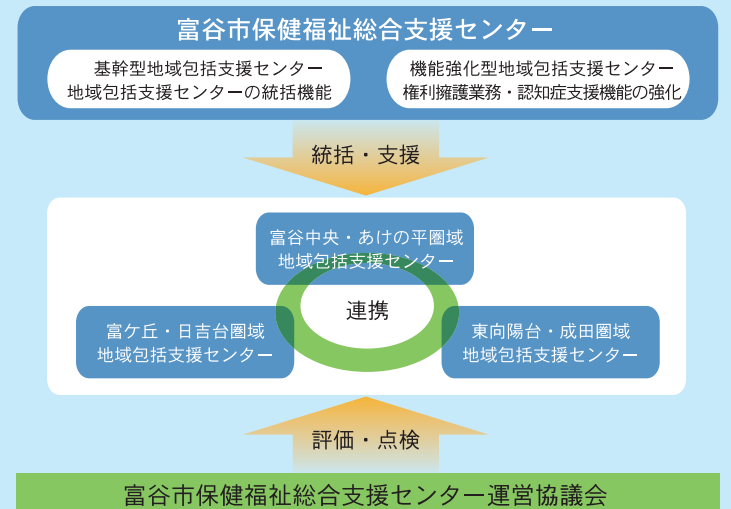
- ①高齢者世帯等への支援
- ②介護する家族への支援
- ③高齢者の外出支援（とみばす）
- ④生活支援体制整備事業の活性化
- ⑤緊急時の居場所確保（緊急支援ショートステイ事業等）
- ⑥成年後見制度の利用促進（利用促進協議会等）
- ⑦高齢者の虐待防止強化
- ⑧エンディングサポート体制の推進



④ 地域包括ケアシステムの 深化・推進

【施策の方向性】

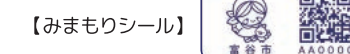
- ① 地域包括支援センターの機能強化（基幹型・機能強化型）
- ② 地域ケア会議の推進
- ③ 在宅医療・介護の連携強化
- ④ ケアマネジメントの充実（包括的・継続的ケアマネジメント支援等）
- ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業の推進
- ⑥ 他分野との連携促進（重層的支援体制整備事業）



⑤ 認知症施策の推進

【施策の方向性】

- ① 認知症の理解促進と備える支援（認知症地域支援推進員、高齢者のためのケアパス、認知症学びの講座、認知症カフェ、家族の会等）
- ② 認知症支援体制の強化（専門医相談、初期集中支援、見守り支援事業等）



本市では、認知症の人とその家族に対する支援として、認知症の正しい知識と理解を深め、地域で見守り・支援していく「認知症サポーター」の養成講座や認知症の人やその家族が気軽に集い、相談のできる「認知症カフェ（兼家族会）」を実施しています。



在宅生活を継続するために必要なサービスや相談窓口の情報を集約した、認知症ケアパスの内容を含む「高齢者のためのケアパス」を作成しています。

個々の段階を踏まえた中長期的な視点でサービスを選択できるようなツールを提供しています。

各圏域地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、関係機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する事業などを行っています。

⑥ 介護保険事業等の推進

【施策の方向性】

- ①介護保険サービス等の充実
(居宅サービス、地域密着サービス、施設サービス※予防給付含む)
- ②介護保険サービスの地域ケア
マネジメントの推進(実地指導、
監査、介護給付適正化事業等)
- ③災害や感染症への備え(体制
整備、業務継続計画(BCP))

【介護給付・地域支援事業の全体像】

